

第5回牛久市歯科医師会理事会報告書

庶務 宮崎善久

日時：平成19年11月12日 20時～22時30分

場所：床やにて

出席者：大字、中澤、秋山、星野、深澤、兼久、川崎、河内、宮崎（敬称略）

協議事項

1. 歯周疾患医療機関検診事業の導入について(報告者:深澤弘明)

すでに皆様お聞き及びかとは思いますが、牛久市健康祭りの打ち上げの際、牛久市健康福祉部の宮本部長より成人の節目検診を歯科医師会の委託事業として受けてはもらえないかという打診がありました。

それにあたりまして11月6日(火曜日)午後7時から牛久市保健センターにて大字会長、秋山専務、川崎理事、深澤監事の4名が牛久市側の原案について説明を聞き、理事会にて報告いたしました。

● 牛久市側出席者 健康管理課村山課長、中村主任他二名

① 目的

老人保健法の歯周疾患検診に基づき、成人期の歯科疾患特に歯周疾患を早期に発見し適切な保健指導と治療を行うことで、成人期、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

② 対象者

40歳、50歳、60歳、70歳の筋目検診(国の実施要領による。)

(健康管理課では対象者のおよそ20%が受診するものと考えて予算化している。)

③ 検診期間、通知方法。

検診期間は4月1日から翌年3月31日

年度初め(毎年4月上旬)に対象者全員に対して受診券、説明書を郵送
受診回数は対象者1人に対して年1回限りとする。

受診希望者は各自で任意の医療機関に連絡し予約したうえで受診する。

④ 実施医療機関

牛久市歯科医師会所属の歯科医療機関に限る。(他市町村での受診は不可)

⑤ 受信者自己負担金

1,000円を医療機関で徴収(案)

⑥ 検診の内容

老人保健法に基づく歯周疾患検診マニュアルに従い、問診、現症及び歯周組織検査を実施する。

⑦ 委託料

検診の委託料は、一件4,700円(自己負担、税込)(案)

2. 歯周疾患医療機関検診事業への歯科医師会からの要望。

● 今から実施要綱を話し合って4月から検診を実施するには準備期間が足りないので初年度は実施時期を考慮してほしい。

● 他市町村での実施状況について調査し、説明してほしい。

● 実施案に『ブラッシング指導』『歯垢除去』があるが健康保険診療との整合性および歯科医学的観点から削除してほしい。

● 実施案では医療機関にのみ守秘義務を課しているが市当局も同様の守秘義務を負う。

● 受診者に交付する『結果のお知らせ』の内容に関して理解しやすく簡略化し、必要な項目を再検討したものを歯科医師会で作成したい。

● 健康保険、他医療機関とのトラブル防止も考慮することが必要。

● 診査項目に関して歯科医師会側で検討したい。

● 検診費用の算出方法を再検討してほしい。

● 案内状内に『牛久市歯科医師会会員の医療機関以外では受診できません』の文言をいれる。

12月15日の総会では歯周疾患医療機関検診を牛久市からの委託事業として牛久市歯科医師会が受けるかどうかを話し合い結論を出します。理事会では潜在患者の掘り起こしになること、市民への公告の過程で非会員との明確な差別化が図られること等から前向きに検討してはどうかということになりましたが、歯科医師会の委託事業となった場合、全会員で参加することとなりますので総会の議決が必要と判断しました。後日詳細なデータをお送りいたしますので是非意見を持って総会に出席をお願いいたします。